

「世界の人びとのためのJICA基金活用事業」 2025年度募集説明会

2025年1月20日(月)
JICA国内事業部 市民参加推進課

募集要項掲載先: <https://www.jica.go.jp/partner/private/kifu/09.html>

本日のスケジュール・主催者からのお願い

◇本日のスケジュール

第 1 部(14:00 - 14:35)

JICA 国内事業部からの説明、質疑応答

・JICA 基金活用事業について、2024年度募集要項・従来からの変更点について

第 2 部(14:35- 15:30)

実施団体からの事例紹介、質疑応答

①案件名: バングラデシュ国ガジプールの学校(中等教育)における貧困層生徒職業訓練を持続可能な運営にするための収益化事業

実施団体: NPO法人YOU&MEファミリー

②案件名: こおりやまプレスクールモデル事業

実施団体: こおりやま日本語教室

◇主催者からのお願い

・本セミナーは、記録用に録画させていただきますが、公開はいたしません。なお、本説明スライドはJICAウェブサイトにて公開予定です。

・説明会中は、**マイクをミュート**、**カメラをオフ**の設定でご参加願います。

・ご質問は、コメント欄にご記入いただくか(説明中も受け付けます)、質疑応答の時間に挙手ボタンにてお知らせください。

・説明会終了後、お申込み時のメールアドレスにアンケートをお送りさせていただきます。

ご協力よろしくお願いいたします。

「世界の人びとのためのJICA基金活用事業」とは

■「世界の人びとのためのJICA基金活用事業」とは

国際協力にご関心のある市民の皆様、法人・団体の皆様から
JICAにてお預かりした**寄附金「世界の人びとのためのJICA基金(JICA基金)」**をNGO等の団体の皆様にご活用いただく事業です。

事業費申請額は、**100万円が上限**です。

実施期間は事業開始から**1年以内**です。

今回の募集では、**2025年4月25日(金)**まで提案を募集しております。

■JICA事業として位置づけられます

JICA基金活用事業は、寄附を原資としているため、ODA(政府開発援助)としてカウントされませんが、「JICA市民参加協力事業」の一つのスキームであるため、「国際協力機構法」が定めるJICA事業に位置付けられます。

⇒このため、採択団体には、**JICAの各種ルール(安全管理、経費関連手続き等)**に沿って、案件を実施いただくこととなります。



写真提供: 一般社団法人 WITH PEER



写真提供: 特定非営利活動法人 VFCP



写真提供: 認定(特活)ミタイミタクニヤ子ども基金



写真提供: 認定 NPO 法人あひだ

これまでの採択実績

採択年度	応募総数	採択案件	採択倍率(応募／採択)
2024年度	85件	44件	1.9
2023年度	52件	36件	1.4
2022年度	通常枠:11件	通常枠:5件	通常枠:2.2
	チャレンジ枠:7件	チャレンジ枠:5件	チャレンジ枠:1.4
2021年度	通常枠:12件	通常枠:8件	通常枠:1.5
	チャレンジ枠:9件	チャレンジ枠:8件	チャレンジ枠:1.1
2020年度	通常枠:16件	通常枠:7件	通常枠:2.3
	チャレンジ枠:13件	チャレンジ枠:3件	チャレンジ枠:4.3
2019年度	通常枠:32件	通常枠:7件	通常枠:4.6
	チャレンジ枠:21件	チャレンジ枠:3件	チャレンジ枠:7.0
2018年度	22件	10件	2.2
2017年度	23件	12件	1.9
2016年度	38件	17件	2.2
2015年度	24件	11件	2.2
2014年度	43件	13件	3.3
2013年度	14件	8件	1.8
2012年度	15件	7件	2.1
2011年度	17件	7件	2.4
2010年度	18件	10件	1.8
2009年度	14件	12件	1.2
2008年度	17件	9件	1.9

対象となる事業(募集要項P.4)

■対象事業

- ・開発途上国・地域の人びとの貧困削減や生活改善・向上に貢献する事業
- ・日本国内の多文化共生社会の構築推進、外国人材受入れ支援に関する事業

◆過去に採択された案件の一覧と報告書をJICAウェブサイトに掲載しています。
https://www.jica.go.jp/activities/schemes/partner/private/kifu/09_list.html



写真提供: 特定非営利活動法人しまなみアートファーム



写真提供: 一般社団法人にほんごさぼーと北海道

ご応募いただける団体(募集要項P.3)

■資格要件

・特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、法人格を有しない任意団体(法人格のない社団)

※日本国内に拠点があり、事業開始までに団体名義の銀行口座を用意できることが要件です。

・過去のJICA基金活用事業の採択実績が2回以下。

・草の根技術協力事業(JICA事業)及びNGO連携無償資金協力事業(外務省事業)の採択実績がない。

・2025年度草の根技術協力事業への応募を予定していない(併願は不可)。

・日本語で各種手続き及び書類作成ができ、円滑に連絡が取れる。

・NGO登録や了承取付が必要な国・地域を対象とする場合には、採択通知後1年以内にNGO登録・了承取付を完了できる見通しがある。

◆資格要件の詳細は、募集要項に掲載しています。

<https://www.jica.go.jp/activities/schemes/partner/private/kifu/09.html>

対象とできる国・地域(募集要項P.4)

■対象国・地域

- ・JICA事務所又は支所が設置されている開発途上国・地域及び日本国内
- ・日本国内で活動が完結する事業も対象

■対象外となる国・地域

①外務省海外安全情報(危険情報)が以下となっている国・地域は除きます。

「レベル3:渡航は止めてください(渡航中止勧告)」

「レベル4:退避してください。渡航は止めてください(退避勧告)」

②JICA国別安全対策措置(渡航措置及び行動規範)において「業務渡航:禁止」(期間の定めのない一時的措置含む)としている国・地域は除きます。

※対象国における提案事業であっても活動地域の一部にでも①②同様の危険レベルの指定がされている場合は応募・審査の対象外となります。

※応募後または採択後であっても、対象国・地域の治安状況の悪化等に伴う安全対策上の理由や外交政策上の理由から、採択の見合わせや取り消し、事業の保留や中断・中止を行う場合があります。

◆JICA海外拠点 <https://www.jica.go.jp/about/structure/overseas/index.html>

◆外務省海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/riskmap/>

◆応募に際しては、JICA 国別安全対策情報ウェブサイト(<https://www.jica.go.jp/about/safety/rule.html>)からログインID 及びパスワードの取得を申請いただき、当該国の「JICA安全対策措置」を確認の上、事業提案をお願いします。

■NGO登録・了承取付

- ・NGO登録や相手国関係機関からの了承取り付けが必要な国があります。
- ・NGO登録・了承取付の手続きに時間を要する場合や、新規登録・取付が難しい場合があります。

■各国の情報について

- ・JICA基金活用事業に係るNGO登録・了承取付手続きをJICA各在外拠点に確認しています。
- ・応募前に、以下のホームページにてNGO登録や了承取り付けの要否を確認ください。

<https://www.jica.go.jp/activities/schemes/partner/private/kifu/entry.html>

- ・ご不明な点は、JICA国内機関にご相談ください。

JICA国内機関(本説明資料P.25、募集要項P.14「別添資料1」もご参照ください)

<https://www.jica.go.jp/about/basic/structure/domestic/index.html>

※JICA二本松とJICA駒ヶ根はJICA基金活用事業の応募は受け付けていません

JICAが負担できる経費(募集要項P.6-8)

対象となる経費の詳細は、募集要項をご確認ください。

<https://www.jica.go.jp/activities/schemes/partner/private/kifu/09.html>

2024年度	2025年度
①現地渡航費(航空運賃)(対象:業務従事者等)	1. 旅費(航空賃) (1)現地渡航費(対象:業務従事者・講師等) (2)本邦渡航費(対象:相手国側事業関係者)
② 本邦渡航費(航空運賃)(対象:相手国側事業関係者等)	
③ 現地国内旅費・日本国内旅費(対象:業務従事者・相手国側事業関係者等)	2. 活動経費(海外・国内で行う活動のために必要な経費) (1)傭人費 (2)現地国内旅費・日本国内旅費(宿泊費含む)(対象:業務従事者・講師等、相手国側事業関係者) (3)セミナー・講習会・学校運営等関連費 (4)遠隔活動費(遠隔での事業の基盤整備に必要な経費) (5)施設・設備等関連費 (6)物品・機材購入、輸送費
④ 活動経費(海外・国内で行う活動のために必要な経費) ■物品購入費・輸送費等 ■セミナー・講習会・学校運営等関連費 ■遠隔活動費(遠隔にて事業を行う場合の環境整備費) ■施設運営費(海外で行う活動のみ対象) ■傭人費(海外で行う活動のみ対象)	
⑤ その他経費	3. その他経費

JICAが負担できる経費①(募集要項P.6ー8)

1. 旅費(航空賃)

(1) 現地渡航費(対象:業務従事者・講師等)

(2) 本邦渡航費(対象:相手国側事業関係者)

※現地渡航費・本邦渡航費それぞれJICAが負担する経費全額の40%を上限。

※最も経済的で標準的な経路の各フルキャリアサービスが料金設定するエコノミークラス正規割引航空運賃を上限とする(日程変更不可・払戻不可航空券)。

※日本国内・事業対象国内の最寄りの国際空港を出発地、帰着地とする。
最寄りの国内空港から国際空港までの国内便の航空賃を含めることも可。

JICAが負担できる経費①(募集要項P.6ー8)

2. 活動経費(海外・国内で行う活動のために必要な経費)

(1) 傭人費

■現地コーディネーターその他の活動に必要な人員の傭上費

(但し、提案団体所属スタッフの人件費は不可)

(2) 現地国内旅費・日本国内旅費(対象:業務従事者・講師等、相手国側事業関係者)

■現地国内移動に必要な車両代(運転手の傭人費及び燃料費を含む)

■公共交通機関(国内航空便を含む)の料金

(現地渡航・本邦渡航の際の日本国内移動・現地国内移動に係る交通費も計上可)

※日本国内の移動で、活動先への最寄り駅から公共交通機関の利用が出来ない、運行状況により活動に支障をきたす場合、訪問先が複数あり公共交通機関の利用が著しく不都合な場合などはタクシーやレンタカーの利用可。レンタカー利用の場合の有料道路代とガソリン代は精算対象。タクシーやレンタカーの利用が困難な場合、自家用車の利用も可。

■宿泊費

現地渡航に伴う前泊・後泊費用を含む。ただし実費精算とし、JICA単価(現地単価は草の根4号)を上限とする。

草の根技術協力事業に係る経理処理ガイドライン(2024年6月)P.26、42参照

https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/kusanone/_icsFiles/afieldfile/2024/06/27/GuidelineC202406.pdf

JICAが負担できる経費①(募集要項P.6ー8)

(3)セミナー・講習会・学校運営等関連費

■講師謝金

- ・日本国内での活動、及び海外での活動では対象国以外に拠点がある講師は、原則としてJICAの謝金単価を適用する。
- ・謝金単価には事前準備・打合せも含む。
- ・対象国に拠点がある講師は、対象国のJICA事務所の基準など、対象国の水準に見合った金額を設定。
- ・支払対象人数は、原則、同一時間帯につき1名。

■検討会等参加謝金

- ・原則としてJICAの謝金単価を適用。
- ・対象：講師、外部有識者等検討会等への参加者。検討会等において参加者や実施団体への明確な助言や意見具申等がある場合に限り、主導的な役割を果たす講師に限定。

■上記以外の活動協力者に対する謝金(原則として検討会等参加謝金を適用。)

草の根技術協力事業に係る経理処理ガイドライン(2024年6月)P.43-45参照

https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/kusanone/_icsFiles/afieldfi/2024/06/27/GuidelineC202406.pdf

JICAが負担できる経費①(募集要項P.6ー8)

(3)セミナー・講習会・学校運営等関連費

■教材等の購入・コピー・作成費(製本費・翻訳費を含む)、視聴覚教材・資料の作成費(翻訳費を含む)、教科書代

■通訳備上費、会場借上げ費、機械・備品などのレンタル料

■学校等に直接支払う授業料・給食費・制服代等(個別家庭への支払は対象外)

■入館料や入場料

(4)遠隔活動費(遠隔での事業の基盤整備に必要な経費)

・インターネット環境整備・通信機器(税込単価20万円未満)

・オンライン会議ツール契約等に係る経費

(5)施設・設備等関連費

・活動実施期間中に現地活動拠点となる事務所や備品等の借料

(6)物品購入・輸送費

・事業実施に必要な物品・機材の購入費(税込単価20万円未満)、修繕費

・輸送費(梱包、保険、関税、通関等に係る経費を含む)

3. その他経費

- ・JICAとの契約に係る書類(証憑書類原本等)送付に係る経費
- ・業務従事者の海外渡航・相手国事業関係者等(本邦研修参加者含む)の本邦渡航に係る海外旅行保険料(上限額:合計5万円)
- ・事業実施に伴う保険料(日本国内の活動に伴うボランティア保険料等)
- ・事業経費の銀行送金手数料
- ・外部関係者との会議に係る会議室使用料
- ・事業の広報に係る経費
- ・この他、JICAが対象と認める経費

JICAが負担できる経費②(募集要項P.8)

■合理的配慮に係る経費

- ・「障害を理由とする差別の解消に基づく法律」に基づき、合理的配慮を要する業務従事者が業務を実施するために必要となる場合、その経費を上限額とは別に申請することを可とします。事業提案書の「事業経費内訳」欄に「合理的配慮に係る経費」として計上ください。
- ・事業経費(上限100万円)とは別にJICAによる負担とします。

■JICAにて負担できない経費

以下の経費については、原則としてJICA負担の対象にはなりません。

- ・日当
- ・会議費(セミナー、ワークショップ等の際の茶菓代)
- ・「活動」を伴わない「物品配布」にかかる物品購入費
- ・設備等の整備費(固定資産となるもの)
- ・現地渡航のためのワクチン接種費用

■採択後、JICAと実施団体との協議により、経費申請内容を精査した上でJICAが負担する経費の内訳と金額を定めます。

■事業経費は、一旦、提案団体にて立て替えの上、四半期ごとまたは事業終了時に、経費報告書を提出の上、支払い・精算を行います。

■海外での活動において、JICAが特別に安全対策を求める場合は、事業経費(上限100万円)とは別にJICAによる負担とします。

伴走支援制度について (募集要項P. 10)

■伴走支援制度の概要

- 採択事業ごとにJICAが伴走支援者を配置し、伴走支援者が実施団体に伴走。
- 伴走支援者が、事業開始前、実施中、終了時のコンサルテーションを通じ、事業計画の精査や団体の能力強化を支援。
- 伴走支援者の配置有無は、案件ごとに、団体の活動経験や希望等を考慮の上、JICAにて決定。

■伴走支援コンサルテーションの概要

参加者:実施団体、伴走支援者、JICA国内機関

実施方法:原則オンライン

実施回数(目安):事業開始前、実施中、終了時(上限5回)

実施時間(目安):1回のコンサルテーションの開催時間は1.5時間程度

◆この後、第2部で2023年度採択案件団体より事例紹介をしていただきます。

■事業マネジメント手法の研修

JICAでは、定期的に「**NGO等向け基礎から始める国際協力事業研修**」を開催しています。

- JICA基金活用事業の事業提案書作成段階から事業実施段階に至るまでに必要とされる**事業管理マネジメント手法**を学ぶことができます。
- 本募集期間中は以下の日程で開催を予定しており、**受講料は無料**です。
- これまで同研修の受講経験の無い方、受講からしばらく時間が経過している方等は、同研修の受講をお願いします。

①計画・立案編

- 2025年2月25日～2月26日（2月7日申込締切）
- 2025年3月25日～3月26日（3月7日申込締切）

②モニタリング・評価編

2025年4月15日～4月16日（3月28日申込締切）

◆ NGO等向け基礎から始める国際協力事業研修

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/partner/ngo_support/index.html

NGO-JICAジャパンデスク(募集要項P.10)

世界25カ国のJICA在外事務所内にNGO-JICAジャパンデスクを設置しております。
各国でのNGO活動やJICAとの連携にかかるご相談に対応しております。

■NGO-JICAジャパンデスク設置の目的

開発途上国で国際協力活動を行う日本のNGO等とJICAの連携促進のため

■NGO-JICAジャパンデスク設置国

【アジア】インド、インドネシア、カンボジア、キルギス、スリランカ、ネパール、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオス

【大洋州】フィジー

【アフリカ】ウガンダ、ザンビア、タンザニア、ルワンダ

【中南米】アルゼンチン、パラグアイ、ブラジル、ボリビア、ペルー

【中東】エジプト

■ NGO-JICAジャパンデスクが設置されていない国・地域

当該国・地域を担当するJICA拠点にお問合せください。

◆NGO-JICAジャパンデスク

https://www.jica.go.jp/partner/ngo_support/japandesk/index.html

◆海外のJICA拠点

<https://www.jica.go.jp/about/structure/overseas/index.html>

応募手順① (募集要項P.11-13)

■応募締切日

2025年4月25日(金) 17時

■応募書類

事業提案書

■提出先

提案団体の所在地を担当するJICA国内機関

■提出方法

応募書類をPDFファイルに加工し、電子メールで提出。

(メールタイトル: JICA基金活用事業応募【団体名】)

zip形式ファイルの添付不可。

JICA国内機関(本説明資料P.25、募集要項P.14「別添資料1」もご参照ください)

<https://www.jica.go.jp/about/basic/structure/domestic/index.html>

※JICA二本松とJICA駒ヶ根はJICA基金活用事業の応募は受け付けていません

応募手順② (募集要項P.11-13)

■留意事項

- ・応募は1団体1件です。
- ・提案団体の支部等による応募の場合は、提案事業の実施主体となる支部等を所管するJICA国内機関(募集要項「別添資料1」参照)が応募を受け付けます。
- ・募集期間中、応募に係る質問を JICA 国内機関で随時、受け付けています。
- ・JICAにて応募書類受領後、受信メールを送付します。応募書類提出後1週間以内に受信メールが届かない場合は、JICA国内機関まで連絡ください。
- ・応募締切日後は、応募内容に関する相談や応募書類の差替え等には応じられません。
- ・選考の過程で応募書類等に関する照会や面談等をお願いしたりすることがあります。
- ・事業提案書に必要事項の記載がない、本募集要項に違反している等、応募書類に不備や虚偽の記載があることが採択前に判明した場合には不採択、採択後に判明した場合には採択取り消しになります。

選考結果の通知、覚書の締結(募集要項P.11-13)

■選考結果通知

- ・2025年8月下旬～9月上旬を目途に文書で通知します。

■覚書の締結・内容

- ・事業開始に先立ち、応募団体とJICAの間で覚書を締結し、事業計画及びそれぞれの責任事項を合意します。
- ・覚書締結までには採択通知後1～2ヶ月程度を要する見込みです。
- ・事業対象国においてNGO登録・了承取付が必要とされる場合には、覚書の締結は同手続きの完了後となります。
- ・2025年11月頃を目途に事業開始時期の設定をお願いします。
- ・事業対象国でのNGO登録・了承取付に時間を要す等の事情がある場合は、事業開始時期の柔軟な調整に応じます。ただし、遅くとも採択通知後1年以内には事業の開始をお願いします。

■留意事項

- ・採択通知後1年以内に事業を開始できない場合には採択を取り消すことがあります。

◆実施団体の責任事項は、募集要項にてご確認ください。

<https://www.jica.go.jp/activities/schemes/partner/private/kifu/09.html>

応募から事業開始までの手続きの流れ(募集要項P.13)

	手続き内容	時期
1	応募書類の作成、JICAへの提出	2025年4月25日(金)17時まで
2	選考	2025年4月下旬～8月中旬
3	選考結果の通知	2025年8月下旬～9月上旬
4	事業開始に向けた準備、採択団体向け説明会、伴走支援説明会、NGO登録・了承取付手続き(必要な国のみ)	2025年9月～10月 (NGO登録や了承取付などの手続きがある場合は、11月以降も準備業務が必要な場合があります。)
5	覚書の締結、事業開始	2025年11月頃以降
6	伴走支援コンサルティング (対象案件のみ)	事業開始前、事業実施中、事業終了時 (上限5回)
7	経費報告書提出、事業経費支払い・精算	四半期ごと(事業終了時含む)、または事業終了時のみ、のいずれか。 (提出回数は案件ごとに決定)
8	終了時活動報告書提出	事業終了時のみ

事業提案書

■2024年度からの変更点

事業提案書を募集要項から切り離し様式としました。
JICA寄附サイトからダウンロードしてご使用ください。

<https://www.jica.go.jp/activities/schemes/partner/private/kifu/09.html>

事業経費内訳は経費項目毎に記載する様式に変更しました。

■提案書本体のページ数に制限はありません。
(別添②の活動の紹介写真を添付する場合は
2ページ以内としてください。)

■海外事業の場合

別添①活動地域の地図は、活動地域が特定でき、かつ、文字が判読できるものを提出ください。活動地域が複数ある場合、全ての地域の地図を添付してください。

独立行政法人国際協力機構 御中

2025 年度 世界の人びとのための JICA 基金活用事業 事業提案書

以下の事項を確認の上、事業提案書を提出します。

- 過去に草の根技術協力事業及び NGO 連携無償資金協力事業の採択実績はありません。
- JICA 基金活用事業にて 3 回以上の採択実績はありません。
- 本提案事業について、2025 年度の草の根技術協力事業への応募を予定していません。
- 当団体は「独立行政法人 国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」等、JICA 事業を実施する団体に求められる規則を遵守します。
- 当団体は、「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（後）第 25 号）」第 2 条に規定する「反社会的勢力」に該当しないことを誓約します。
- 本提案書を伴走支援に係る委託先や伴走支援者に共有することに同意します。

提出日	年 月 日
提出先（担当の JICA 国内機関 JICA ●●）	
提案団体名称	
提案事業名称	
代表者役職	
代表者氏名	
担当者役職	

5. 事業経費内訳

● 合理的配慮にかかわる経費計上の有無 ☐ 無 ☐ 有

経費項目	内容 (単価・数量などの精算根拠)	金額 (円)	左記のうち、 JICA 基金への申請額 (円) (上限 100 万円税込)
1. 旅費（航空費）			
(1) 現地渡航費			
(2) 本邦渡航費			
2. 活動経費			
(1) 備入費			
(2) 現地国内旅費・日本国内旅費			
(3) セミナー・講習会・学校運営等関連費			
(4) 娯楽活動費			
(5) 施設・設備等関連費			
(6) 物品・機材購入・輸送費			
3. その他経費			
合 計 (税込)			

参考:草の根技術協力事業の概要

草の根技術協力事業における3つの重要な要素

- ① 日本の団体が主体的に行う、人を介した「技術協力」であること
- ② 相手国側実施機関(カウンターパート)との協働
- ③ 開発途上国の地域住民の生活改善・生計向上に裨益すること

草の根技術協力事業の3つの活動

- ① 人員の派遣
- ② 機材の供与※支援型は対象外
- ③ 技術研修の実施

草の根技術協力事業の3つの類型

支援型

- 開発途上国での活動実績が少ない団体が対象。
- 国際協力の経験を積み、団体として成長することが期待される。
- 事業規模:1000万円/3年(最大)

パートナー型

- 開発途上国の支援において既に豊富な経験と実績を有している団体が対象。
- 経験や強みを活かし、より開発途上国の課題解決に寄与する事業を展開することが期待される
- 事業規模:1億円/3年(最大)

地域活性型

- 地方公共団体が主体となって提案・実施。
- 途上国の開発課題の解決とともに日本の地域や経済の活性化にも寄与することが期待される。
- 事業規模:6000万円/3年(最大)

草の根技術協力事業との併願について

- ・同一年度内のJICA基金活用事業と草の根技術協力事業への併願は不可。
- ・2024年度草の根技術協力事業に応募したが採択されなかった場合、2025年度JICA基金活用事業(今回の募集)への応募は可能。

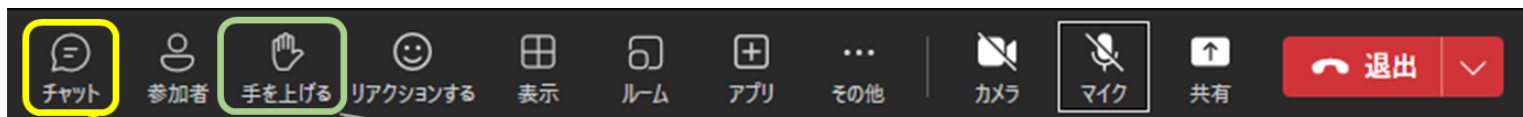
JICA国内機関(応募書類提出先、問合せ窓口)(募集要項P.11)

国内機関名	担当部署	応募書類提出・問合せ先	担当都道府県
北海道センター (札幌)	市民参加協力課	E-mail:hkiactpp@jica.go.jp TEL:011-866-8333	北海道(道央・道北・道南)
北海道センター (帯広)	業務課	E-mail:jicaobic@jica.go.jp TEL:0155-35-1210	北海道(道東)
東北センター	市民参加協力課	E-mail:thiactpp@jica.go.jp TEL:022-223-5151	青森・岩手・宮城・秋田・山形県・福島
筑波センター	連携推進課	E-mail:tbictpp@jica.go.jp TEL:029-838-1111	茨城、栃木
東京センター	市民参加協力第二課	E-mail:tictpp2_kikin@jica.go.jp TEL:03-3485-7036、7109、7044	東京・千葉・埼玉・群馬・長野・新潟
横浜センター	市民参加協力課	E-mail:yictpp@jica.go.jp TEL:045-663-3251	神奈川・山梨
北陸センター	業務課	E-mail:hriactpr@jica.go.jp TEL:076-233-5931	富山・石川・福井
中部センター	市民参加協力課	E-mail:cbictpp@jica.go.jp TEL:052-533-0220	静岡・岐阜・愛知・三重
関西センター	市民参加協力課	E-mail:ksiactpp@jica.go.jp TEL:078-261-0341	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山
中国センター	市民参加協力課	E-mail:cictpp@jica.go.jp TEL:082-421-6300	鳥取・島根・岡山・広島・山口
四国センター	業務課	E-mail:skictpr@jica.go.jp TEL:087-821-8824	徳島・香川・愛媛・高知
九州センター	市民参加協力課	E-mail:kictpp@jica.go.jp TEL:093-671-6311	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島
沖縄センター	市民参加協力課	E-mail:oiactpp@jica.go.jp TEL:098-876-6000	沖縄

質疑応答

第一部へのご参加ありがとうございました。

ご質問がございましたら、
挙手ボタンにてお知らせいただくか、
チャット欄へご記入ください。



コメントはこちらから
ご記入ください

挙手はこちらから「手をあげる」
ボタンをクリックください

このあと、第二部で事例紹介がありますので、
引き続きご参加ください。